

答 申

1 審査会の結論

福岡県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、令和元年6月5日付け福警刑総第3695号で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書は、「① 福岡県における平成26年及び平成27年において、現行犯であったにも関わらず、逮捕しなかった件数（以下「本件文書①」という。）、② 上記①における現行犯が社会的な地位と家庭があり、収入・資産が潤沢にある人である上級国民である割合（以下「本件文書②」という。）、③ 上記①における現行犯の年代（以下「本件文書③」という。本件文書①、本件文書②及び本件文書③を総称して「本件文書」という。）」に関する文書である。

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について、作成も取得もしておらず、存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件決定を取り消し、全部開示を求めるというものである。

(2) 審査請求の経過

ア 審査請求人は、令和元年5月30日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件文書の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、令和元年6月5日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和元年6月17日付けで、本件決定を不服として、福岡県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求を行った。

エ 諮問実施機関は、令和元年9月19日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求書及び反論書における審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

現行犯であったにも関わらず、逮捕しなかった件数や、上級国民との関係、年齢による差別について、実施機関が本件文書を作成も取得もしておらず存在しないとするのであれば、警察官が恣意的にその犯罪内容ではなく人物の身分により逮捕をせず、在宅捜査をするという便宜を図ることになり、刑法（明治40年法律第45号）第193条～第196条の公務員の職権乱用にかかわる犯罪の隠蔽になり、懲戒処分及び刑事処分の対象

となるため。

5 実施機関の説明要旨

(1) 本件文書①について

本件文書①は、「現行犯であったにも関わらず、逮捕しなかった件数」に関する文書であり、実施機関として管理している公文書のうち、請求内容に類する情報を取りまとめた資料として、「犯罪統計」が挙げられるが、「犯罪統計」に記録された情報は、刑法犯の警察署別及び罪種別の認知件数、検挙件数、検挙人員や特別法犯の警察署別及び法令別の取締件数、検挙人員などであるため、本件請求に符合する情報はなく、また、他にも当該情報を取りまとめた公文書は作成も取得もしていないことから存在しない。

(2) 本件文書②について

上記 (1) のとおり、本件文書①の「現行犯であったにも関わらず、逮捕しなかった件数」は、作成も取得もされていないことから、本件文書②の「上記①における現行犯が社会的な地位と家庭があり、収入・資産が潤沢にある人である上級国民の割合」についても、本件文書②は作成も取得もしていない。

なお、審査請求人は、「上級国民」を社会的な地位と家庭があり、収入と資産が潤沢にある人と定義しているが、関係法令等にそのような定義はなく、統計項目にも被疑者の収入・資産に関する項目は設けられていない。

(3) 本件文書③について

上記 (1) のとおり、本件請求の「現行犯であったにも関わらず、逮捕しなかった件数」に係る本件文書①が作成も取得もされていないことから、本件請求の「上記①における現行犯の年代」についても、上記 (2) と同様に本件文書③は作成も取得もしていない。

6 審査会の判断

(1) 現行犯逮捕について

現行犯とは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第212条の規定により、「現に罪を行い、又は現に罪を行い終わった者」とされており、現行犯逮捕については、刑事訴訟法第213条の規定により、「現行犯人は、何人でも逮捕状なくして、これを逮捕することができる」とされている。

(2) 逮捕の必要性について

刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第143条の3では、「逮捕状の請求を受けた裁判官は、逮捕の理由があると認める場合においても、被疑者の年齢及び境遇並びに犯罪の軽重及び態様その他諸般の事情に照らし、被疑者が逃亡する虞がなく、かつ、罪証を隠滅する虞がない等明らかに逮捕の必要がないと認めるときは、逮捕状の請求を却下しなければならない」と規定されており、逮捕の要件として逮捕の必要性を求めている。

現行犯逮捕の場合についても、明文規定はないものの、大阪高等裁判所昭和60年

12月18日判決（昭和59年（ネ）2396号）において、同様に解すべき旨が判示されている。

(3) 「犯罪統計」について

ア 犯罪統計

犯罪統計規則（昭和40年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第2条の規定により、犯罪統計は、警察庁長官の定める犯罪統計原票（以下「原票」という。）又は犯罪統計調査票（以下「調査票」という。）に基づき作成するものとされている。

イ 原票

規則第3条第1項において、「都道府県警察は、長官の定めるところにより、犯罪と思料される事件を認知し、又は検挙したときは、速やかに、原票を作成し、その内容を電子情報処理組織を使用して警察庁へ報告しなければならない。」と規定されている。

また、犯罪統計細則（昭和46年10月警察庁訓令第16条）第3条第1項の規定により、原票は事件票と被疑者票に区分され、事件票の種類は同項第1号アからキまでに、被疑者票の種類は同項第2号アからオまでに掲げられている。

ウ 調査票

規則第3条第2項において、「都道府県警察は、前項の規定による原票のほか、長官が臨時に特別の調査事項に関し犯罪統計を作成する必要があると認めて指示したときは、速やかに、その指示に係る調査票を作成し、長官の指示する方法により警察庁へ報告しなければならない。」と規定されている。

(4) 本件文書の存否について

実施機関は、本件文書について、作成も取得もしておらず存在しないと説明している。その理由として、実施機関は、「請求内容に類する情報をとりまとめた資料として、「犯罪統計」が挙げられるが、「犯罪統計」に記録された情報には、本件請求に符合する情報はない。また、他にも当該情報をとりまとめた公文書は作成も取得もしていないことから存在しない」と説明している。

この「請求内容に類する情報」の意味するところ及び「犯罪統計」を例に挙げた意図について実施機関に確認したところ、審査請求人が本件請求で開示を求めた本件文書①中については、本件請求中に「現行犯」及び「逮捕」という文言の記載があるが、現行犯逮捕された人員数等に関する統計情報については、規則第2条の規定により、原票又は調査票に基づき作成された「犯罪統計」中にその情報が存在すること、また犯罪に関する統計資料については基本的にこの「犯罪統計」しかないことから、念のためにこれを例に挙げて説明したとのことであった。

したがって、当審査会としては、まず、この「犯罪統計」とその作成の基礎となる原票の様式（以下「原票様式」という。）の内容を確認することとし、これを見分したところ、「犯罪統計」第8表「刑法犯 都道府県別 身柄措置別 検挙人員 対前年比較」欄には、現行犯逮捕の人員数や増減率の記載はあったが、本件文書①に係る情報についての記載は確認できなかった。また、原票様式中「被疑者票の身柄措置」欄に

は、「現行犯逮捕」に関する選択肢はあるものの、本件文書①に係る情報についての選択肢は確認できなかった。なお、本件請求中には、「平成26年及び27年」と本件文書①の内容を限定する期間に関する文言の記載があるため、当該期間中に、規則第3条第2項の規定による調査票及びこれに係る犯罪統計が作成されているか確認したが、いずれも文書は存在しないことを確認した。

次に、「本件請求に符合する情報を取りまとめた公文書は作成も取得もしていない」という実施機関の説明について、以下検討する。

本件請求中の「現行犯であったにも関わらず、逮捕しなかった件数」について、現行犯逮捕は、警察官以外の一般人にも認められているものの、一般人が現行犯を認知した場合に、まずは警察へ通報するなどして、その場で自ら逮捕しないことは想定される。つまり、こうした場合、本件文書①に係る事象であると認められるものの、実際には、実施機関が当該事象を具体的かつ正確に把握することは不可能であるため、統計化できないことは容易に理解できる。

また、警察官が現行犯を認知した場合に、逮捕にはその必要性が求められるため、実際には逮捕しないことも想定される。つまり、こうした場合も本件文書①に係る事象と認められるものの、実際には、当該事象は、上記のとおり「犯罪統計」中に一切の記載はされておらず、また他でも統計化されていないということである。

「犯罪統計」は、犯罪に関する統計資料として、各府省等の参画の下、総務省統計局が整備し、独立行政法人統計センターが運営管理を行っている政府統計ポータルサイトに掲載されているものであるが、当該ポータルサイトには、その目的として「犯罪を数量的に観察することによって、社会の治安情勢を客観的にとらえ、各種警察活動に役立てる」旨が明記されている。こうした犯罪に関する統計資料が有する目的に鑑みると、本件文書①に係る事象を統計化していないことが直ちに、犯罪に関する統計資料の作成目的に反しているとはいえ、本件請求に符合する情報、ここでは本件文書①に係る事象を取りまとめた公文書は作成も取得もしていないとする実施機関の説明は、不合理であるとはいえないと判断する。

したがって、本件文書①について、作成も取得もしておらず、存在しないとする実施機関が行った本件決定は、妥当である。

また、本件文書②及び本件文書③についても、本件文書①の存在を前提としているため、本件文書①と同様に、作成も取得もしておらず、存在しないとする実施機関の説明には不合理な点はない。

したがって、本件文書②及び本件文書③についても、作成も取得もしておらず、存在しないとする実施機関が行った本件決定は、妥当である。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。